

# しぶや区議会だより

二特別委員会  
特集号

自治権確立  
特別委員会の  
活動経過と現状



▽清掃事業(渋谷二丁目における)の収集風景

## 自治権確立 特別委

### 真の地方分権改革、安全で安定的な 清掃事業の運営をめざして

渋谷区は、基礎的公共団体として、区民に身近な課題を解決するため、施策を展開しています。本委員会では、都区間の財政調整問題等、自治権の拡充・地方分権に係る調査を行っています。

また、清掃工場の安定的な運営並びに清掃事業の地域処理に関する諸課題に対応してきました。

### 自治権拡充・ 地方分権について

平成十二年四月、都区制度改革の時に、積み残しとなった都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方等について、この間、都区間で協議がなされてきました。

十八年二月に一定の合意がなされたものの、基本的自治体の事務の範囲の考え方に都区間で隔たりがあり、現在「都区」に「都区」のあり方検討委員会を特設して、都区間の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度について検討を始めています。

国の三位一体改革への影響により、個人住民税の所得割税率が一律一〇％となり、今後本区については約八十億円の大幅な減収が見込まれ、新たな発想で施策の展開を求められています。

本委員会は区長、区の理事者から経過報告を受け、また、当区選出の都議会議員とも懇談を行う等、本区が受ける影響等に対しての主張が反映されるよう要望しました。

### 清掃工場・清掃事業の 地域処理体制について

渋谷清掃工場の敷地に隣接する北側用地は、緩衝緑地及び資材置場として、東京二十三区清掃一部事務組合が用地の取得を進めています。

本委員会は、この間、現地視察を行い、用地取得の進捗状況等について報告を受け、用地取得職員による用地買収の一層の推進、取得済み用地の

安全管理、暫定的な利用を積極的に図るよう要望しました。

また、清掃工場の運営状況等については、定期点検状況ごみ焼却量・搬入量、排ガス・ダイオキシン類の公害防止に関する調査結果の内容等、適宜報告を受けてきました。

さらに、最終処分場の延命化に向けて、廃プラスチック等のサーマルリサイクル(焼却・熱回収)について報告を受け、モデル東地区の排ガス測定データを公表することを強く要望しました。

東京二十三区清掃一部事務組合は、十八年十月に東京ガスとの合弁会社「東京エコーガス株式会社」を設立し、十九年度から清掃工場の運転管理業務等を都に委託し、売電事業の拡大を図ることを進めています。

委員会は、この間、その目的と効果等については意見交換の場を設け、区や市民への十分な説明に努めたいよう要望しました。

本委員会は、今後も区民に身近な清掃事業の諸課題に対し、鋭意、取り組んでまいります。

### 区議会事務局調査係

内線 二五二一八  
FAX (四五五) 四一九三  
電子メールアドレス  
kujika@city.shibuya.tokyo.jp